

# JIS

## 化学防護服－防護服材料の耐透過性試験

JIS T 8030 : 2015

(JSAA/JSA)

平成 27 年 10 月 26 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 保安技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	神 山 宣 彦	東洋大学
(委員)	小 野 真理子	独立行政法人労働安全衛生総合研究所
	釘 宮 悦 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会
	利 岡 和 範	日本安全靴工業会
	根 岸 公一郎	株式会社千代田テクノル
	野 原 由樹子	日本防護服研究会
	松 村 不二夫	公益社団法人日本保安用品協会
	由 野 友 規	建設業労働災害防止協会

---

主 務 大 臣：厚生労働大臣，経済産業大臣 制定：平成 17.9.25 改正：平成 27.10.26

官 報 公 示：平成 27.10.26

原 案 作 成 者：公益社団法人日本保安用品協会

(〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-15 和光湯島ビル TEL 03-5804-3125)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：保安技術専門委員会 (委員長 神山 宣彦)

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者，厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課及び同部化学物質対策課 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお，日本工業規格は，工業標準化法第 15 条の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 原理	5
5 分析技術及び捕集媒体の選択	5
5.1 一般	5
5.2 気体捕集媒体	5
5.3 液体捕集媒体	6
5.4 その他の捕集媒体	6
6 試験装置	6
6.1 厚さ測定器	6
6.2 化学天びん	6
6.3 透過テストセル	6
6.4 透過試験装置	6
6.5 ストップウォッチ又は適切な時間計測器	6
6.6 恒温室又は恒温槽	6
7 システムの構成	6
7.1 開放回路系	6
7.2 閉鎖回路系	7
8 検出	8
8.1 測定頻度	8
8.2 分析方法	8
9 試験片	9
9.1 採取	9
9.2 試験片の準備	9
9.3 試験片の厚さ及び質量の測定	9
10 試験手順	10
10.1 一般	10
10.2 A 法－液体化学物質との連続接触試験	10
10.3 B 法－気体化学物質との連続接触試験	10
10.4 C 法－液体化学物質又は気体化学物質との断続的接触試験	13
10.5 測定結果	14
10.6 試験片の目視検査	16
10.7 再試験	16

<b>11 報告書</b> .....	17
附属書 A (参考) 推奨試験化学物質 .....	19
附属書 B (参考) 透過テストセル及び透過セル用部品の供給元 .....	21
附属書 C (参考) 透過テストセルの設計及び仕様例 .....	22
附属書 D (参考) 縫合部及び開閉具の耐透過性試験 .....	26
附属書 E (参考) 試験所間比較及び試験片間の差異 .....	28
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表 .....	30
解 説 .....	36

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人日本保安用品協会（JSAA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣及び経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS T 8030:2005** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣、経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

# 化学防護服—防護服材料の耐透過性試験

## Protective clothing—Protection against chemicals—Determination of resistance of protective clothing materials to permeation by liquids and gases

### 序文

この規格は、2013年に第3版として発行された **ISO 6529** を基とし、使用上の利便性を考慮するため技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

### 1 適用範囲

この規格は、防護服に使用する材料の、連続的又は断続的な接触条件における液体又は気体の化学物質に対する耐透過性試験方法について規定する。防護服には、服一体形の手袋及びフットウエアが含まれる。

耐透過性試験方法は、次のとおり区分する。

- A 法は、防護服材料に連続的接触が想定される、液体化学物質の試験の場合に適用できる。
- B 法は、防護服材料に連続的接触が想定される、気体化学物質の試験の場合に適用できる。
- C 法は、防護服材料に断続的接触が想定される、液体又は気体化学物質の試験の場合に適用できる。

防護服材料の耐透過性は、破過基準、すなわち、基準となる透過速度又は累積透過質量から導き出される破過時間によって評価する。

この規格は、液体及び気体化学物質の耐透過性の測定に用いる。固体化学物質に対する耐透過性には適用できない。

試験は、防護服材料及び特定部位（例えば、縫合部）の性能を対象とする。

試験は、実験室条件下での防護服材料の耐透過性を評価するもので、全ての条件を模擬実験するものではない。多くの場合、透過試験の条件は、想定される作業現場の条件よりも厳格である。試験データの利用は、防護服材料及び特定部位の性能を比較評価することに限定しなければならない。

**注記** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

**ISO 6529:2013**, Protective clothing—Protection against chemicals—Determination of resistance of protective clothing materials to permeation by liquids and gases (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。

### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの